

昭和五十九年十二月二十四日提出  
質問 第一二二号

茨城県猿島郡境町開発公社に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年十二月二十四日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 福永健司 殿

### 茨城県猿島郡境町開発公社に関する質問主意書

茨城県猿島郡境町では昭和四十七年施行された公有地の拡大の推進に関する法律に沿い、昭和四十年代の町勢の落込みを救うため総合開発計画を作り、税金、開発事業収益金と併せ、公共事業の推進を図る目的で開発公社を設立した。以来、小中学校、工業団地、住宅団地、下水事業等の事業を賄ってきた。

しかし、昭和五十九年十一月一日の境町の公報委員会発行「さかい報」NO. 五〇は、現在の開発公社の運営は、町の総合開発構想がないので休眠すべきであり、いくつかの点において誤りがあると指摘している。一つは、昭和五十五年一月、公社の定款を一部改正し、公社事務局長は五十万円まで自由使用可能となり、それ以後乱脈が続発した。二つは、公社が取得してはならない公共用地を取得している。公共用地を公社で取得すると不動産取得税は減免措置され地権者の町民

に損害を与えることになる。三つは、目的もなく不急の土地を取得しているため、公社の長短期の借入金は、茨城県の借入許可限度額、境町の債務保障限度額である五億円を上回り五億二千万円に達している。

公社の今年度の赤字額は町への返済金を加えると二億円を上回るとは確実である。

また、今後の公社の運営を誤ってはならないという質問に対して公社の理事長は現在、公社運営も曲がり角にきていると承知している、今後は議会とも運営あるいは内容について十分協議をしたいと考えているとの答弁があつたことも報告している。

昭和五十八年九月二十七日境町定例議会において三名の町議会議員から公社の運営に関する諸案件が取り上げられた。しかし答弁が正確を欠き疑惑は深まる一方であつたため、三議員は昭和五十八年十月十八日境警察署に告発した。境警察は水戸地方検察庁下妻支部に業務上横領、背任、被疑事件として昭和五十九年六月八日付水戸検察庁に移送し現在に至っている。このことは

既にマスコミもしばしば取り上げその処理が注目されている。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 昭和五十五年十月境町A所有の土地三筆三千六百八<sup>㎡</sup>を六百万円で売却すべくBに依頼し、青少年自然の家用地として買い取り申入れ交渉中、公社事務局長は、用地が不用になつたと断つた。しかし、昭和五十六年三月二十日Cをとおして同じ土地を千五百五十五万二千円で買い取つた。

この土地は不動産鑑定士によると昭和五十八年六月現在、六百二十四万七千七百七十円と鑑定された。従つて公社の行為は設立の要綱に反し不当と思われるがどうか。

- 二 昭和五十六年八月十日公社は、境町下小橋地区の宅地二筆千九百八十二<sup>㎡</sup>と建物を合計七千万円で売買契約を締結したが、履行されないまま六ヵ月を経過し、昭和五十七年二月十八日合意解除した。しかし、同年十二月八日仲介手数料百四十万円を支払っているが理由を明らかに

せよ。

- 三 開発公社事務局長の費用の自由使用は、他の都道府県にも例があるかどうか。
  - 四 使途不明金百八十九件六百十四万五千六百九円について明らかにせよ。
  - 五 開発公社に対して適切な行政指導がないために混乱していると思われるが対策を示せ。
- 右質問する。